

## 三木市中途失聴者・難聴者コミュニケーション訓練事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中途失聴者及び難聴者（以下「中途失聴者等」という。）のコミュニケーションの手段である手話、読話等の技術習得と、中途失聴者等の自立と社会参加を促進することを目的とした、コミュニケーション訓練を実施する教室（以下「教室」という。）を開催する団体に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、教室を開催する団体とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、指導者謝礼、会議資料作成費等、教室（市内で開催されるものに限る。）の開催に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、三木市コミュニケーション訓練事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を行い、三木市コミュニケーション訓練事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

2 市長は、交付決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは、条件を付するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の対象となった事業が完了したときは、速やかに三木市コミュニケーション訓練事業実績報告書（様式第3号）に事業実施報告書、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、三木市コミュニケーション訓練事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知する。

(請求等)

第9条 補助事業者は、前条の規定による額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、三木市コミュニケーション訓練事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付する。ただし、市長は、必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金を返還させるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

三木市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

三木市コミュニケーション訓練事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の名称

三木市中途失聴者・難聴者コミュニケーション訓練事業補助金

2 事業の名称

3 交付申請額

金

円

4 補助金交付申請理由

5 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他

様式第2号（第6条関係）

記 号 番 号  
年 月 日

様

三木市長

印

三木市コミュニケーション訓練事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で、交付申請のあった三木市中途失聴者・難聴者コミュニケーション訓練事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は、三木市コミュニケーション訓練事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 金 円
- 3 補助事業者は、三木市中途失聴者・難聴者コミュニケーション訓練事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

三木市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

三木市コミュニケーション訓練事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた事業については、下記のとおり完了したので、その実績を報告します。

記

1 補助金の名称

三木市中途失聴者・難聴者コミュニケーション訓練事業補助金

2 補助金交付決定額 金 円

3 事業費

4 事業効果

5 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他

様式第4号（第8条関係）

記 号 番 号  
年 月 日

様

三木市長

印

三木市コミュニケーション訓練事業補助金額確定通知書

三木市中途失聴者・難聴者コミュニケーション訓練事業補助金として下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

確定額 金 円

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

三木市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

三木市コミュニケーション訓練事業補助金交付請求書

下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の名称

三木市中途失聴者・難聴者コミュニケーション訓練事業補助金

3 連絡先及び振込先

連絡先	住所				
	氏名				
振込先	フリガナ				
	口座名義				
	銀行	支店	種類	1 普通	2 当座
	農協		口座番号		
	金庫				